中川村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、もって少子化対策に資するため、新規に婚姻した世帯に対し住居費及び引越費用に要する費用に対して補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯　前年度の１月１日から当該年度の３月31日までにおいて婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 住居費　婚姻を機に新規に住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費、リフォーム費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外）、賃借料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃貸料については、勤務先等から住宅手当が支給されているときは、住宅手当に相当する費用を除く。

(3) 引越費用　引越業者又は運送業者への支払いその他の引越に係る実費をいう。

(4) 貸与型奨学金　公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる補助対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(2) 新婚世帯の所得（所得証明書等をもとに、申請年度前年分の夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

(3) 対象となる住居が中川村内にあり、かつ、申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住居の所在地になっていること。

(4) 他の公的制度による家賃補助、中川村３世代同居等のための住宅新造改築等支援事業補助金交付要綱（平成28年告示第９号）、中川村子育て世代住宅取得支援事業補助金（平成28年告示第10号）又は中川村空き家等活用促進事業補助金（平成20年告示第６号）を受けていないこと。

(5) 同一世帯に属する者全員が村税その他義務的納金を滞納していないこと。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金、内閣府又はこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）に基づき他の自治体が実施する補助金を受けたことがないこと。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた新婚世帯であって、補助金の交付を受けた翌年度に、補助限度額から既に交付を受けた額を差し引いた額の範囲内で補助を受ける場合は、この限りでない。

(7) 夫婦共に中川村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、対象世帯の婚姻の日以後に支払った住居費及び引越費用の合計額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　対象世帯の補助金の額は、次の各号に定める額を限度とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の新婚世帯（次号に規定する新婚世帯を除く。）　30万円

(2) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の新婚世帯　60万円

（補助金の交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中川村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類等を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦及び世帯全員の続柄が記載された住民票

(3) 夫婦それぞれの前年分の所得証明書

(4) 夫婦それぞれの納税証明書

(5) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返還している場合）

(6) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居を購入又は建設をする場合）

(7) 物件のリフォームに係る工事請負契約書の写し（住居をリフォームする場合）

(8) 住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借する場合）

(9) 住宅手当支給証明書（様式第２号。住居を賃借する場合）

(10)引越に係る契約書又は見積書の写し（引越費用について交付を受けようとする場合）

(11)その他村長が必要と認める書類

２　村長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、中川村結婚新生活支援事業補助交付決定通知（様式第３号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第６条　交付の決定を受けた申請者は、対象経費が確定したときは、速やかに中川村結婚新生活支援金事業補助金実績報告書兼請求書（様式第４号）に、当該請求に係る対象経費の支払を証する書類の写しを添えて村長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第７条　村長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式　省略